

事 務 連 絡
令和 8年 7月 22日

各府県及び市町村 所有者不明土地等対策所管部局 各位
近畿地区土地政策推進連携協議会 構成員 協力団体 各位
近畿地区用地対策連絡協議会会員 各位

近畿地区土地政策推進連携協議会事務局長
(近畿地方整備局 用地部用地補償・土地調整管理官)

近畿地区用地対策連絡協議会事務局長
(近畿地方整備局 用地部 用地補償課長)

令和8年度 土地政策講習会(第1回)の開催について

平素より、土地政策等の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、適切かつ円滑な公共用地取得の推進にご協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、このたび令和8年度の活動の一環として、近畿地区土地政策推進連携協議会及び近畿地区用地対策連絡協議会の共催により、下記のとおり「令和8年度 土地政策講習会(第1回)」を開催いたします。

つきましては、大阪法務局より登記官を講師にお迎えし、下記のとおり実施いたしますので、業務の参考としてぜひご視聴くださいますようお願い申し上げます。

1. 開催日時 令和8年 8月 26日(水) 13:30~15:30 (※終了予定)

2. 講習内容

- ・所有者不明土地法と法務局の関わり(民法改正等の振り返り)
- ・長期相続登記未了土地解消事業の概要およびスキーム
- ・表題部所有者不明土地解消事業の概要およびスキーム

3. 講 師 大阪法務局

4. 視聴方法 Microsoft Teams(タウンホール)

※[近畿地区土地政策推進連携協議会ホームページ](#)より参加登録をお願いいたします。

登録後、入力いただいたメールアドレス宛に参加用リンクが送付されます。

5. アンケート 受講された方はアンケートのご提出をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/tXKPG5R5cR>

6. 問合せ先 近畿地区土地政策推進連携協議会事務局
(近畿地方整備局 用地部 用地企画課)
担当:塩見、川端、増永
TEL:06-6942-1141(代)
Email:kkk-syouchi@mlit.go.jp

【別紙】

Microsoft Teams ライブ配信への参加方法及び留意事項

・聴講申込

下記 URL から参加登録をしてください。

<https://business.form-mailer.jp/fms/c5e0685c359606>

<そのほか諸注意>

・本ライブイベントは Microsoft Teams を御利用したことがない方も、Microsoft Edge からゲスト参加が可能です。参加登録後自動返信メールにて通知する URL をクリックし、ブラウザから御参加ください。

(アプリを御利用でない方は「代わりに Web で視聴する」を選択、アカウントをお持ちでない方はサインインせず「匿名で参加」を選択)

・自治体等で Microsoft Teams を初めて御利用する方は、各組織のセキュリティーポリシー等を念のため御確認の上、御参加願います。

・当日は接続不具合等により接続が切断される等の事象が発生することも想定されます。その際は、参加 URL から再度アクセスしてください。

・講演会開催中は事務局が問合せに対応できないこと、あらかじめ御了承願います。

・また、講演動画に関するすべての権利は著作権者である国土交通省に留保され、上記参加対象者のみに提供するものであり、無断でこれを複製、上映、放映、改変、販売、転貸等することは厳に禁止します。



↑ QR コードからも聴講申込できます



↑ QR コードからもアンケートに回答できます
(受講後)

近畿地区土地政策推進連携協議会

令和8年度 講習会

講習会
テーマ

「所有者不明土地法と 民法等改正」

日時：2026年8月26日（水）
13:30 ～ 15:30

Microsoft Teams（タウンホール） による
WEB配信

参加費無料

事前申込制

講習内容

- ・所有者不明土地法と法務局の関わり（民法改正等の振り返り）
- ・長期相続登記未了土地解消事業の概要およびスキーム
- ・表題部所有者不明土地解消事業の概要およびスキーム

講師は大阪法務局から
登記官をお招きします。



不動産登記推進イメージ
キャラクター
「トウキツネ」

参加申し込みは下記URL
もしくはQRコードから

<https://business.form-mailer.jp/fms/c5e0685c359606>



たくさんのご参加をお待ちしております！

■主催／近畿地区土地政策推進連携協議会

■お問い合わせ／近畿地方整備局用地部用地企画課（担当：塩見・川端・増永）Tel:06-6942-1141（代）